

管 路 施 設 の 維 持 管 理

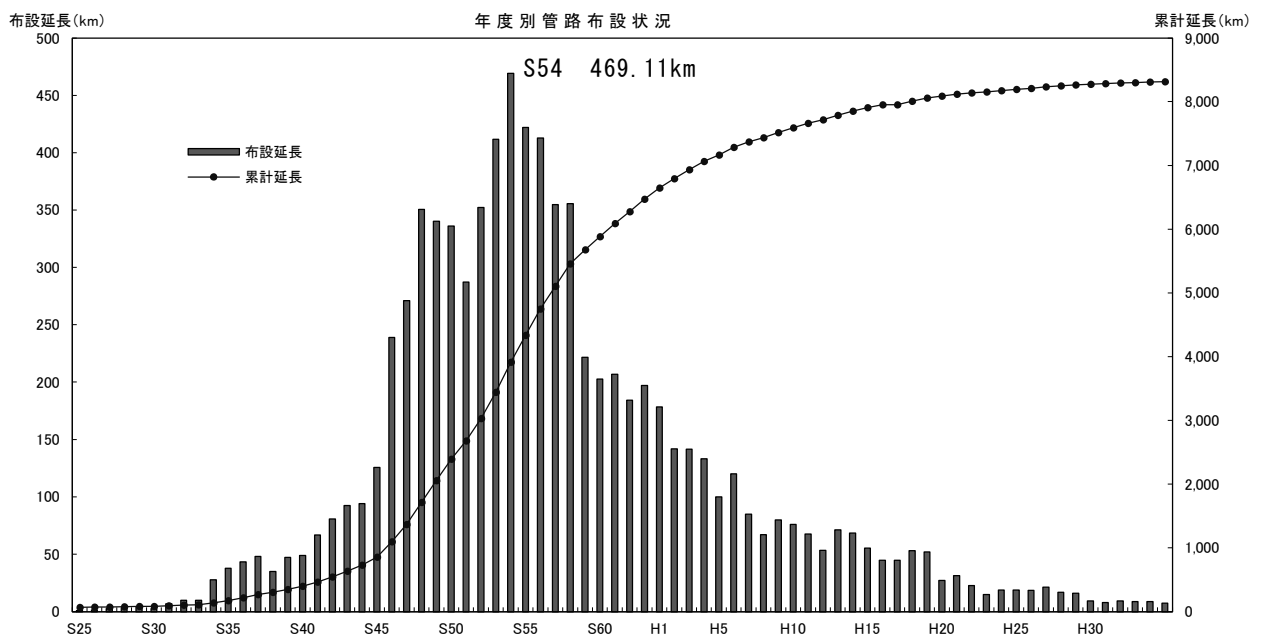
1. 維 持 管 理 体 制

管路施設の維持管理は、昭和 30 年代までは、道路維持管理の一環として土木事業所（現土木センター）が行っていたが、昭和 44 年に本格的な維持管理体制の第一歩として、下水道管理事務所の前身である 1 係制が開設され、これによって管路施設の調査点検、修繕あるいは苦情処理等の業務を一元的に取扱うこととなった。続く昭和 48 年には組織の拡大とともに下水道部門が局体制となり、併せて最初の下水道管理事務所（旧南部庁舎）が開設され、外郭の独立した庁舎としてスタートを切った。

その後、下水道整備事業の拡大に伴う業務量の増加や、市街地の過密化に伴う市民要望の多様化等に適切、迅速に対処していくため、昭和 49 年には課に昇格し、1 所 2 係体制（東部事業係、西部事業係）、昭和 54 年には、西部下水管理事務所が独立し西南併せた 2 所体制、昭和 57 年には、東部下水管理事務所の開設による東西南の 3 所体制、昭和 59 年には、北部下水管理事務所の開設による東西南北の 4 所体制が築かれる等、逐次維持管理体制の拡大強化が図られてきた。

管路布設延長と維持管理の関係を見た場合、昭和 40 年代中期から、昭和 50 年代後期に至るまでの急激な管布設の進捗とそれに追随して維持管理体制を拡大した「成長期」、その後続く管布設延長の進捗が次第に鈍化はするが維持管理体制のより一層の強化を図った「充実期」に分けることができる。そして現在は、管布設延長の進捗も 99%を超える普及となり、本格的な維持管理の時代を迎えているが、限られた財源の中で、最小の費用で最大の効果を追及する、より効率的な維持管理の展開を図る「変革期」を迎えている。

このような時代の要請のなか、4 管理事務所から 2 管理センターへの統廃合（平成 12 年）や、管路の整備・管理部門を一元的に統合した管路保全課の創設（平成 24 年）により、現在は 1 課 2 所体制となり、管路施設の維持管理を行っている。



下水道と維持管理の推移

大正 15 年度	札幌市下水道条例公布
昭和 33 年度	新下水道法公布 下水道課の設置
昭和 34 年度	新札幌市下水道条例公布
昭和 36 年度	下水道特別会計設置 下水道部の設置
昭和 41 年度	真駒内団地の下水道施設を北海道から引継ぎ
昭和 42 年度	創成川処理場運転開始
昭和 43 年度	伏古川処理場運転開始
昭和 44 年度	維持管理体制がスタート（下水道管理事務所 1 係制）
昭和 45 年度	定山溪処理場、豊平川処理場運転開始
昭和 46 年度	新川処理場運転開始
昭和 48 年度	下水道局制へ移行 初の下水管理事務所庁舎を設置（旧南部庁舎） 厚別処理場運転開始
昭和 49 年度	下水管理事務所、1 係制から 1 所 2 係へ（東部事業係、西部事業係）
昭和 52 年度	茨戸処理場運転開始 施設部の設置
昭和 53 年度	手稲処理場運転開始
昭和 54 年度	西部下水管理事務所開設（西南 2 所体制）
昭和 57 年度	東部下水管理事務所開設（東西南 3 所体制）
昭和 58 年度	財団法人札幌市下水道資源公社設立
昭和 59 年度	北部下水管理事務所開設（東西南北 4 所体制）、拓北処理場運転開始
平成 元年度	安春川流雪溝供用開始
平成 3 年度	新琴似流雪溝供用開始
平成 4 年度	厚別融雪槽供用開始
平成 6 年度	発寒流雪溝供用開始
平成 8 年度	創成川融雪管、大通下水道管投雪施設供用開始
平成 9 年度	創成東流雪溝供用開始
平成 10 年度	下水道局庁舎完成移転
平成 11 年度	発寒下水道管投雪施設供用開始
平成 12 年度	東西 2 管理センター体制へ移行、技能職主任制開始
平成 14 年度	八軒下水道管投雪施設供用開始
平成 15 年度	新川融雪槽、伏古川融雪管、北郷流雪溝供用開始
平成 17 年度	下水道局と建設局が統合し建設局に改称、東部処理場運転開始
平成 19 年度	処理場を水再生プラザに名称変更
平成 22 年度	新琴似北流雪溝供用開始
平成 24 年度	管路保全課設置（管路施設の整備と維持管理の一元化）
平成 26 年度	東部下水管理センター庁舎建替え（2 月）
平成 28 年度	機構改革により建設局から下水道河川局に改称
平成 29 年度	下水道科学館リニューアルオープン（3 月）